

平成24年6月5日(火)

地域生活支援の充実に向けて 相談事業とバックアップシステム

全日本育成会 田中正博

「わたしの希望するくらしシート」

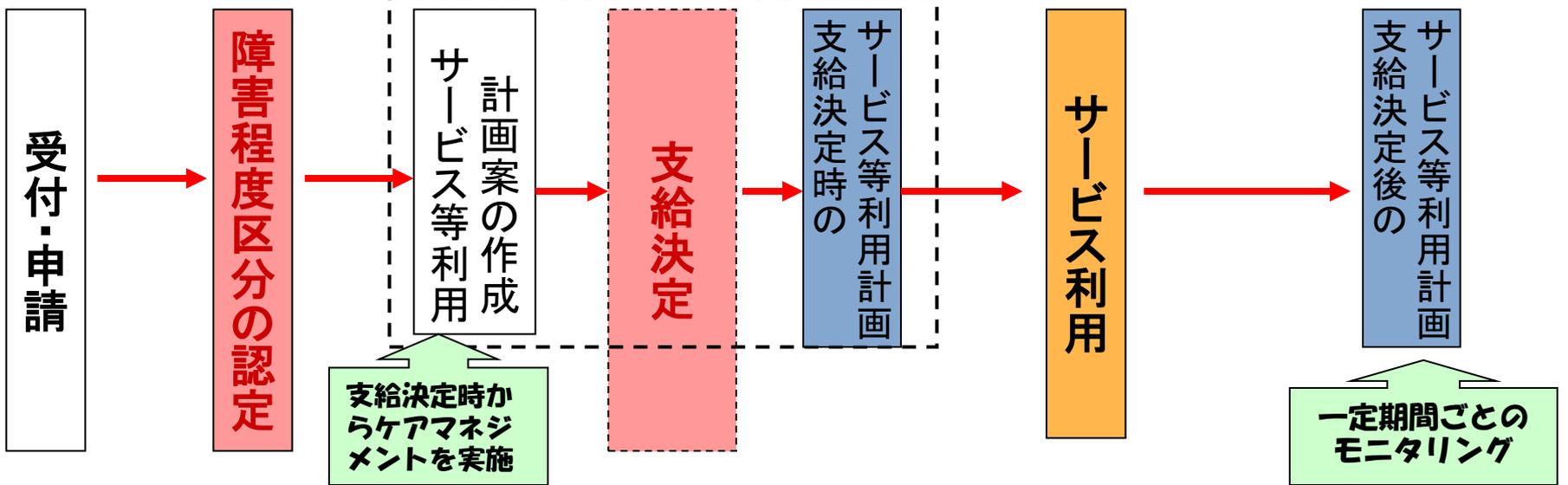
岩手県障害福祉課作成

好きなことや楽しみ	趣味や余暇などに関する内容を記載します。
人づきあいのこと	家族や友人関係、近隣との関係、病院職員や施設職員との関係など対人関係について記載します。
住むところ	本人が住みたい地域（県、市区町村）や自宅、グループホーム、アパートなどの居住形態について記載します。
いつものくらし	普段のくらしについて記載します。日中活動の利用以外に、本人が利用しているサービスなどについても記載します。
身の回りのこと	ADLやIADLなどのほか、手話などコミュニケーションに関することなどを記載します。
からだやこころのこと	服薬の状況、病気の状態など健康に関する内容を記載します。
もしものときのこと	緊急時や急変時などの場合について記載します。また、権利擁護事業や成年後見制度の利用がある場合はこの欄に記載します。
そのほかのこと	他のいずれにも該当しない内容がある場合に記載します。

支給決定プロセスの見直し等

- 法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。
- * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出することもできる。
 - * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について、市町村が指定する。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成することを想定)
 - * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

法 とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



ケアプランで生活を組み立てる 障害程度区分2

	朝	昼	夕	
月	ケアホーム 介護給付	就労	ケアホーム	
火		就労		
水		就労		
木		就労継続B 訓練等給付		
金		就労継続B		
土		地域活動支援センター 地域生活支援事業		自宅 自宅
日		移動支援・余暇支援 地域生活支援事業		

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者
(計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

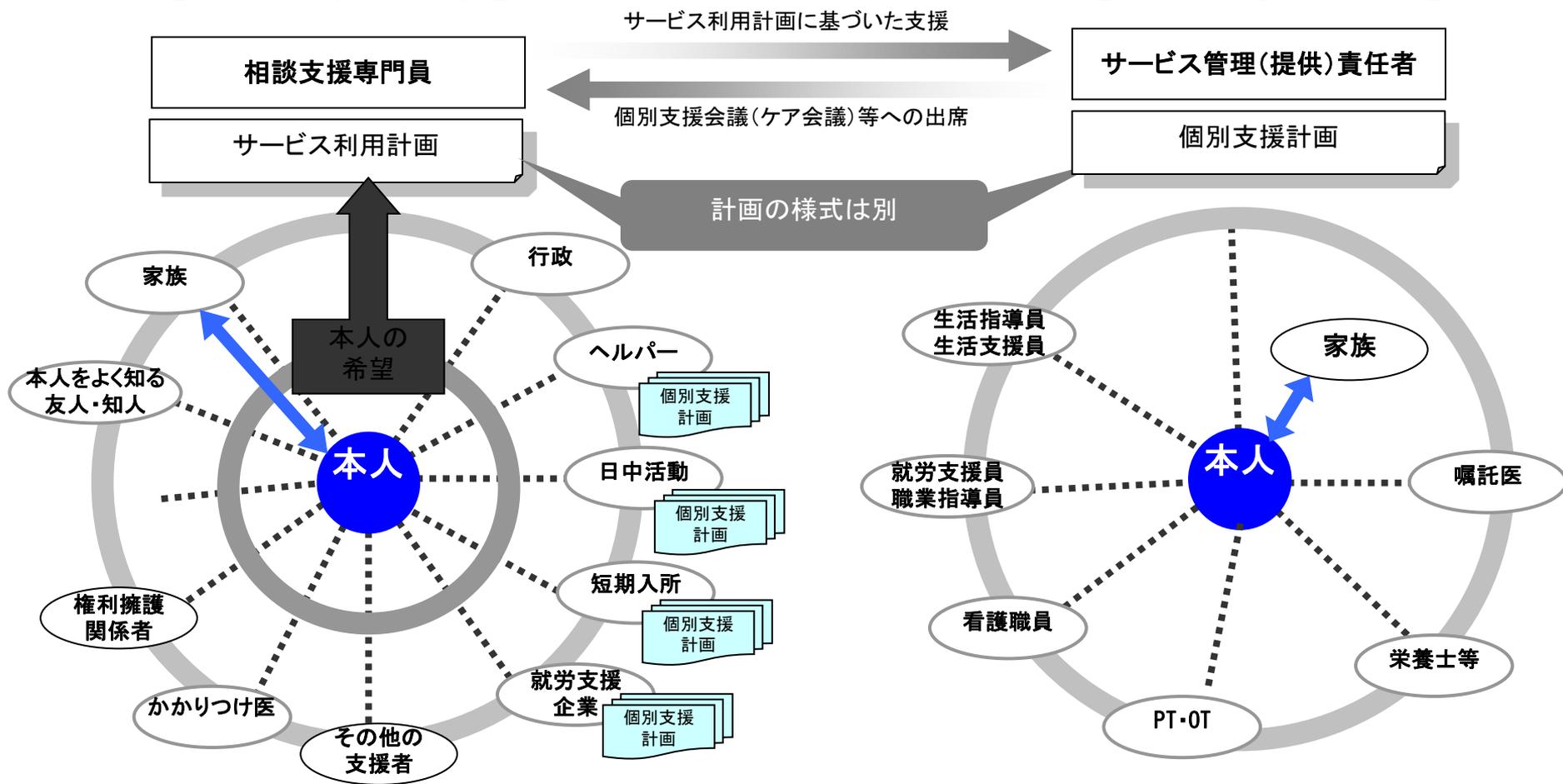
個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

相談支援専門員、サービス管理(提供)責任者が作成する計画と区の役割

【地域での暮らし全体】

【サービス事業所単位】

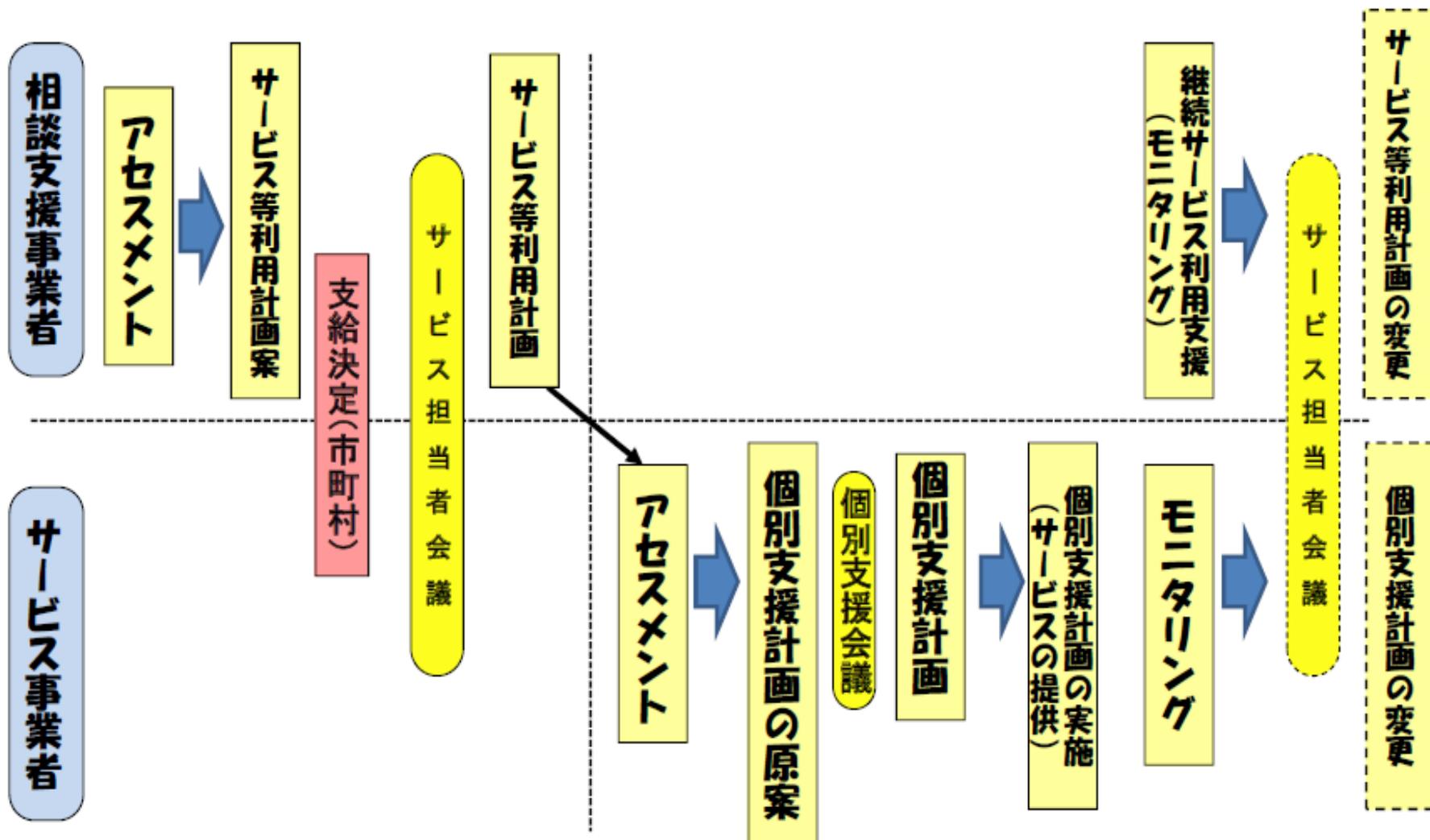


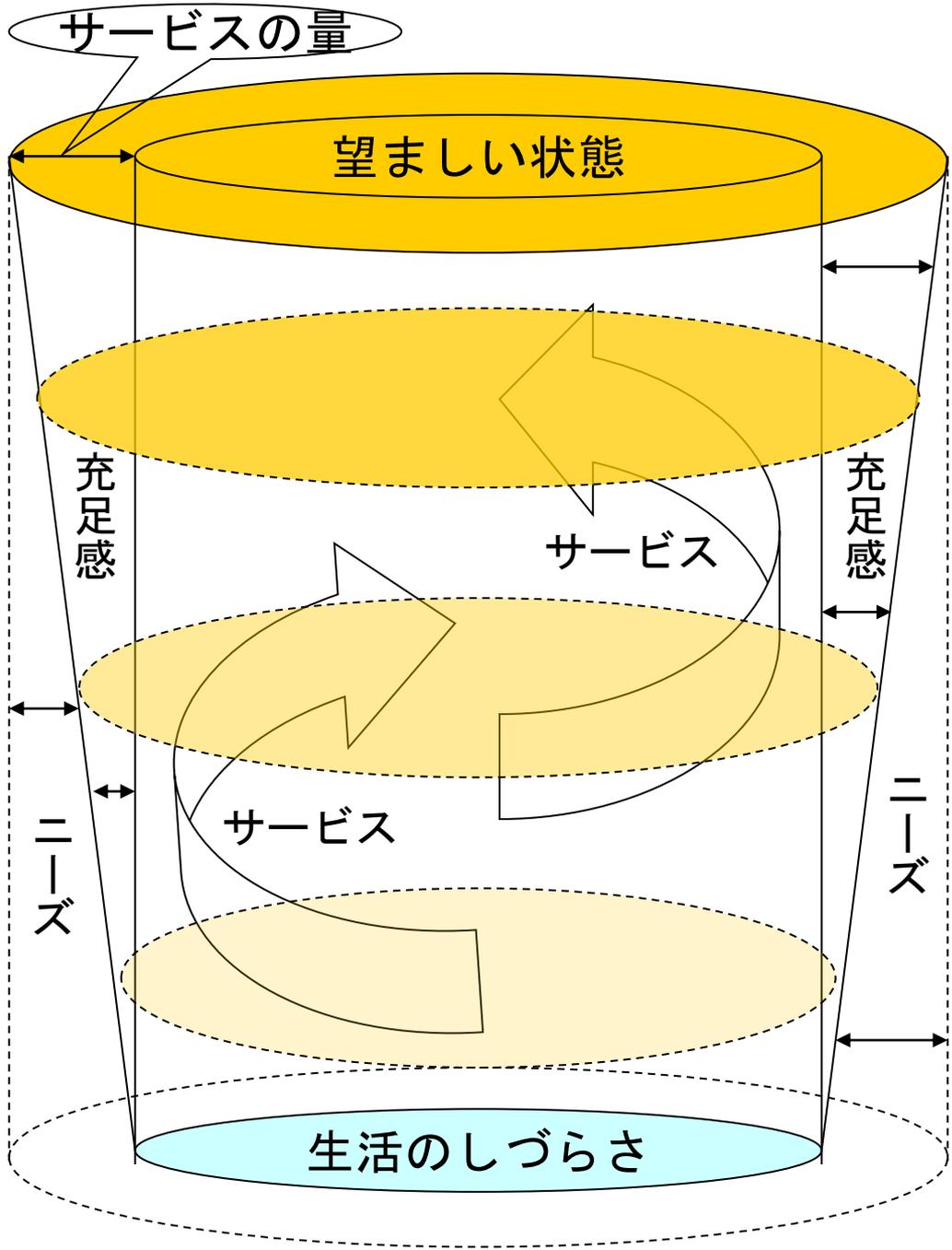
○サービス利用計画: 本人の「したいこと」を中心にした地域生活支援のための総合的な計画

○個別支援計画: それぞれのサービスについて、サービス提供上の本人のニーズ、目標、支援方法などを示した計画。サービス提供の責任体制をはっきりさせ、サービスの質の向上を目指すもの。

新

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係





ニーズ（困難さ）はサービスによって、充足感を伴い望ましい状態に導かれるのが理想。

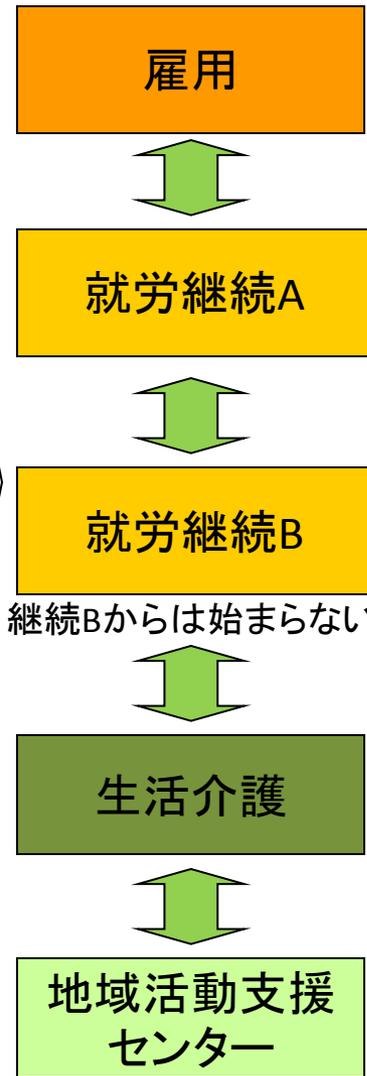
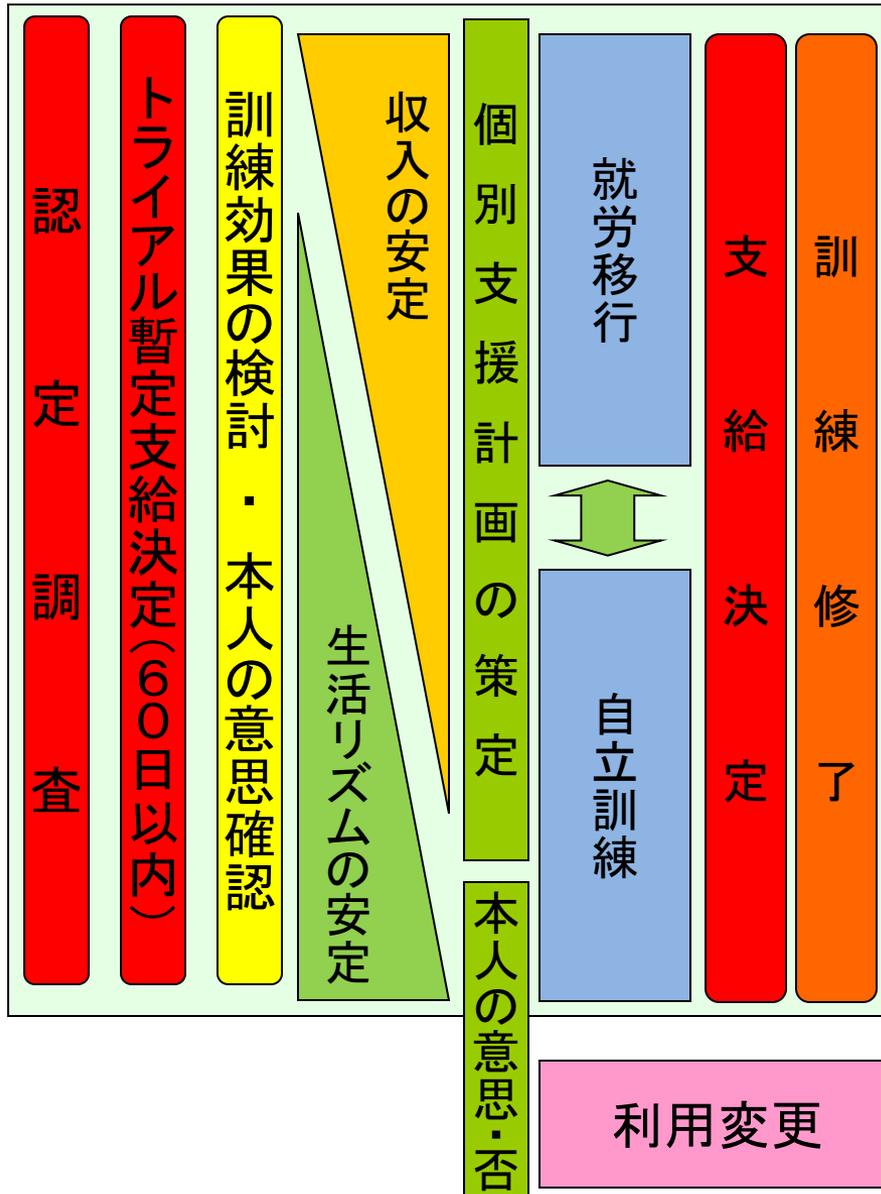
ニーズを見いだすのに
必要な視点

- ① 充足感をもたらす方法について検討する。
- ② 欠けているのは何かを探る
- ③ 望ましい状態を見いだす。
- ④ サービスを利用する。

①から③を経ずに④のみの関わりであると充足感が得られ
難しい場合がある。

訓練事業は新たな暮らしをもたらすチャンス！

- 離職者
- 学校等卒
- 入所等退所
- 生活介護
- 作業所等



自立訓練

- 一人暮らし
- 福祉ホーム
- グループホーム
- ケアホーム

宿泊型自立訓練の地域移行・地域生活支援機能の強化

改正障害者自立支援法の施行に伴い、平成24年度からは**宿泊型自立訓練と就労継続支援などの日中活動サービスやショートステイの事業等を組み合わせる実施しやすくするとともに、新たに創設する地域移行支援・地域定着支援を組み合わせる実施すること**等により、病院・入所施設からの地域移行・地域生活への定着を一層促進。

～H24.3.31

H24.4.1～

改正障害者自立支援法の施行・新体系移行の期限

精神障害者生活訓練施設、知的障害者通 動寮など旧体系施設

(昼夜を通じた社会復帰のため訓練等)

※旧体系施設については、平成24年3月
末までに新体系へ移行することが必要

新体系サービスへの移行の円滑化及び地域移行・地域生活支援機能の強化を図る観点等から**宿泊型自立訓練の規制等の見直し**を検討

- ① 標準利用期間が3年の場合の報酬設定の見直し等
- ② 短期入所を行う場合の要件緩和(空床等の利用)
- ③ サービス管理責任者の配置基準に係る要件緩和
- ④ 新体系に移行した施設の設備に関する特例

宿泊型自立訓練

(夜間における地域生活のための訓練等)

+

事業者の選択により、次のサービスを組み合わせる実施

日中活動サービスの実施

(自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型など)

ショートステイの実施

(再入院の予防・悪化時の受け入れなど)

地域移行支援・地域定着支援の実施

(新生活の準備支援、24時間の相談支援体制、緊急時対応など)

連携

★相談支援の充実

- ・ ケアマネジメントの導入によりサービス利用計画案を重視
- ・ 相談支援体制の強化(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)など

いざというときの安心がほしい

緊急時に駆けつけてくれる人がほしい



ケアホーム

夜間、急病人と救急車に同乗して行くと職員が不在になるので困った

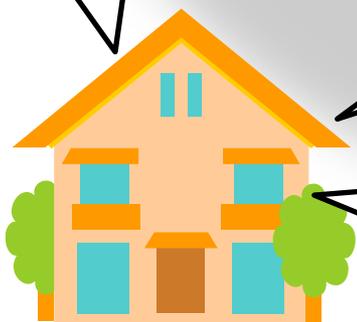
住まいを探してほしいと相談が多いが、どこも満員で困っている

相談支援センター

行動援護対応の方の入居先が見つからない

支援に関する専門的な知識や技術を高めたい

将来に向けて体験入居したいが、空いているところがない



自宅

母親が入院予定だが、介護者がいなくなるので困っている

インシュリンの注射で困っている

夜間は、相談支援センターも閉まっているので緊急時が不安だ



GH CH

地域に求める支援



自宅
家族同居



グループホーム
ケアホーム



アパートの
一人暮らし

相談支援
センター



(仮称)地域生活安心センター

個別支援計画による斡旋・調整

サービス調整会議による斡旋・調整

ショートステイ

重度訪問介護

行動援護

訪問看護

居宅介護
ホームヘルプ

移動支援
(余暇・社会参加)

日中一時支援
(余暇・社会参加)

24時間人がいて、明かりがと
もる安心。

とりあえずのワンストップサー
ビスが提供できる。

専門性の確保
医療・障害特性把握の専門性

支援スタッフのOJT

たまり場機能

自立支援協議会

基幹相談支援センターの役割のイメージ

○ 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び

成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

○ 交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金による以下の補助や社会福祉施設整備費補助金による施設・設備整備

費への補助を概算要求。

基幹相談支援センター

①専門職の配置 ②地域の体制整備のコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）

総合相談・専門相談

- ・ワンストップ相談窓口(3障害対応)
- ・支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言
- ・地域の相談支援専門員の人材育成



権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・虐待防止

※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

地域の関係機関のネットワーク化

運営委託等



相談支援事業者

相談支援事業者

相談支援事業者

児童発達支援センター(相談支援事業者)

自立支援協議会の法定化

- 自立支援協議会については、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
 - しかしながら、現状においては、単なる意見交換の場となったり、会議がほとんど開催されていない等、形骸化している事例が見受けられる。
- 今回改正により、自立支援協議会が法定化されたことを踏まえ、自立支援協議会の運営の活性化のための方策や、相談支援の充実等の制度改正を踏まえた自立支援協議会が担うべき役割について検討。

※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「**第三期障害福祉計画(平成24年度～)**」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

【自立支援協議会を構成する関係者】

